

第10回 政府の指針、方策は？ 民間への影響は！

2008年6月18日に知的財産推進計画2008を発表。
「知的財産立国」実現のための昨年度版の見直しへ

知的財産推進計画2008

政府は、2002年2月に知的財産を国家戦略とする旨の方針を示し、同年7月には知的財産戦略大綱がまとめられました。

知的財産基本法も立法化され、国を挙げて知的財産立国の実現を推進することとなり、そのために策定されたのが「知的財産推進計画」です。

この推進計画は、2003年以降毎年策定されており、2005年度までの第一期を終え、2006年に、「世界最先端の知的財産立国を目指す」第二期がスタートしました。

この推進計画の内容は、以下の五分野に分けられます。

(1) 創造分野

創造分野では、大学を重要な研究機関として位置付け、事業に即座に結びつかない学術的な研究開発は民間から大学に移行し、一方、民間企業は、事業化をテーマにした研究開発を進めるとともに、大学の研究成果を事業化する役割も担うこと。

(2) 保護分野

特許の審査手続きや裁判手続の迅速性の強化、および模倣品・海賊版対策等が重要なテーマです。

特許の審査手続の順番待ちを11ヶ月にするとの目標を定め、審査迅速化の基盤整備を行うこと。

模倣品・海賊版対策については、関係各省庁が連携し、特に侵害発生国・地域や水際での取組みを強化すること。

(3) 活用分野

活用分野では、知的財産を企業の経営戦略の中核に位置付け、事業戦略、研究開発戦略、知的財産戦略の一体化を推進すること。

(4) コンテンツビジネス

推進計画の中では、コンテンツビジネスを重点的に振興すべき重要分野として取り上げ、コンテンツ循環社会の広がりを通じてコンテンツ大国を目指すものとされ、その際、

ユーザー大国、 クリエーター大国、 ビジネス大国

の各目標を同時に実現し、それぞれの担い手のすべてが Win - Win の関係になることを目指すこと。

(5) 人材育成分野

「知的財産人材育成総合戦略」を実行し、知財専門人材の一層の増加およびその能力の高度化、広域化、知財創出・マネジメント人材の知財活用能力の高度化などを図ること。

民間への影響

国家が知的財産尊重の方針を示すのは、それが我が国の生きる道と考えているからであり、民間も国家方針に沿った形で、個々の知的財産戦略を推進していくことが求められます。

中小企業・ベンチャーへの支援

中小企業・ベンチャー企業への支援策として、

(1) 特許出願について審査請求前の事前特許調査について、特許庁が費用負担すること、

(2) 調査結果に基づき早期審査請求(3ヶ月以内の審査とする。)が可能であること、

(3) 赤字申告の場合、審査請求印紙代を半額にすること、等があります。

次回(第11回)は、

「国際的にどんな動きがあるのか？」についてお話しをします。